

2024年6月3日

## 「ポータブル電源に係る S マーク追加基準」

SCEA 事務局

経済産業省の HP において、「ポータブル電源の安全性要求事項（中間とりまとめ）」が 2024 年 3 月 21 日に公開されました。

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/system/potaburu-denngenn-youkyuu.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/potaburu-denngenn-youkyuu.html)

この安全性要求事項の公開の背景は次のとおり説明されています。

リチウムイオン蓄電池等を搭載するとともに交流を出力するポータブル電源は、近年、災害時やアウトドアで家電の利用やスマートフォンなどの充電が可能な手段として消費者に浸透しています。

一方で、独立行政法人製品評価技術基盤機構に寄せられた消費生活用製品安全法令に基づく情報（重大・非重大製品事故情報）によると、ポータブル電源の使用による事故（全て火災）が増加傾向にあり、一定の電気的リスク（火災・感電等）が存在しています。

ポータブル電源は、現在、電気用品安全法の規制対象外ですが、一定の電気的リスク（火災・感電等）が存在する中、**同製品特有の安全性要求事項が存在しないこと**等を踏まえ、経済産業省は、令和 5 年度に安全対策に必要な要求事項の策定に向けた官民参加型の検討会を立ち上げ、製造・輸入事業者等の主体的検討の下、ポータブル電源のリスクシナリオから必要なリスク低減策を考察し、2024 年 2 月、安全対策を盛り込んだ安全性要求事項（中間取りまとめ）をとりまとめました。

ポータブル電源に特化した安全性要求事項について、UL 規格は存在していますが、日本の配電事情を考慮した規格は存在しません。このため、S マーク認証においては、上記の背景を考慮して、経済産業省が公開した「ポータブル電源の安全性要求事項（中間とりまとめ）」を追加基準として採用します。

なお、ポータブル電源の安全性要求事項（中間とりまとめ）は、JIS 等の規格化には時間がかかることを踏まえ、ポータブル電源の事故未然防止のために規格化を待たずに関係者に使用していただく目的で「中間とりまとめ」として公開したものです。S マークとしては、国の意向を考慮し、いち早く追加基準として取り入れることとしました。

### 【運用】

S マーク認証におけるポータブル電源の適用基準は次のとおりとします。

安全：J62368-1 及びポータブル電源の安全性要求事項（中間とりまとめ）

雑音：J55032

※認証可能なポータブル電源の仕様範囲及び適用規格の詳細については、各認証機関にお問い合わせ下さい。

### 【追加基準の具体的内容】

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/pdf/potaburu-denngenn-torimatome.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/potaburu-denngenn-torimatome.pdf)

### 【実施時期、今後の予定】

- ・2024 年 6 月 3 日から SCEA のホームページにて公開し、運用開始する。

以 上